

令和4年3月28日

第4回 歯科口腔保健の推進に係る  
歯周病対策ワーキンググループ

資料

# 歯周病検診マニュアルの見直しについて (1)

# 1. 本日の論点

## ○ 歯周病罹患状況及び自治体等における対策の状況を踏まえた今後の歯周病予防対策について

- ・歯周病の特性や歯周病罹患の現状を踏まえ、歯科健診(検診)や歯科保健指導の機会を増やすことについて、どのように考えるか。
- ・歯科健診(検診)のデータを用いた地域分析、地域間比較等が可能となるよう、歯科健診(検診)の質問項目や口腔内診査項目等の標準化や効果的な実施方法の周知(マニュアル策定等を含む。)について、どのように考えるか。
- ・歯科健診(検診)への受診率向上や要精密検査者の歯科医療機関への受診を促進するための具体的な取組をモデル的に提示し、自治体等への定着を図ることについて、国、都道府県、市町村の役割も踏まえ、どのように考えるか。
- ・ライフステージに応じた歯周病予防、地域・職域における歯周病予防を推進するため、それぞれの特性を踏まえた具体的な取組が自治体等に定着するための方策について、国、都道府県、市町村の役割も踏まえ、どのように考えるか。

## ○ 次期基本的事項の策定に向けた検討について

- ・現行の基本的事項に示されている歯周病に係る指標、目標以外に新たに設定する指標等について、どのように考えるか。例えば、現行の歯周病に係る指標は、「40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少」等のアウトカム指標が設定されているが、アウトプット指標を設定する必要はないか。また、設定する場合には、どのような指標が適当と考えられるか。
- ・歯周病の健康格差の要因について、どのように考えるか。また、歯周病の健康格差に係る指標を新たに設定する場合には、どのような指標が考えられるか。

## ○ 国民等に対する歯周病に関する情報の発信等について

- ・口腔の健康と全身の健康の関係等歯周病に係る情報について、国民等に対して、より分かりやすく情報発信を積極的に行っていくためには、どのような具体的な方法が考えられるか。
- ・自治体における歯周病対策の状況やその成果等を自治体や関係機関で共有し、各自治体の今後の取組の参考とするための情報収集及び提供について、自治体の負担も考慮し、どのような方法が考えられるか。

## ○ その他

上記以外に、追加すべき歯周病対策に係る検討項目として、どのようなものが考えられるか。

・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に示されている歯周病に係る目標の達成状況について

**今回追加** ・「歯周病検診マニュアル2015」の見直しについて

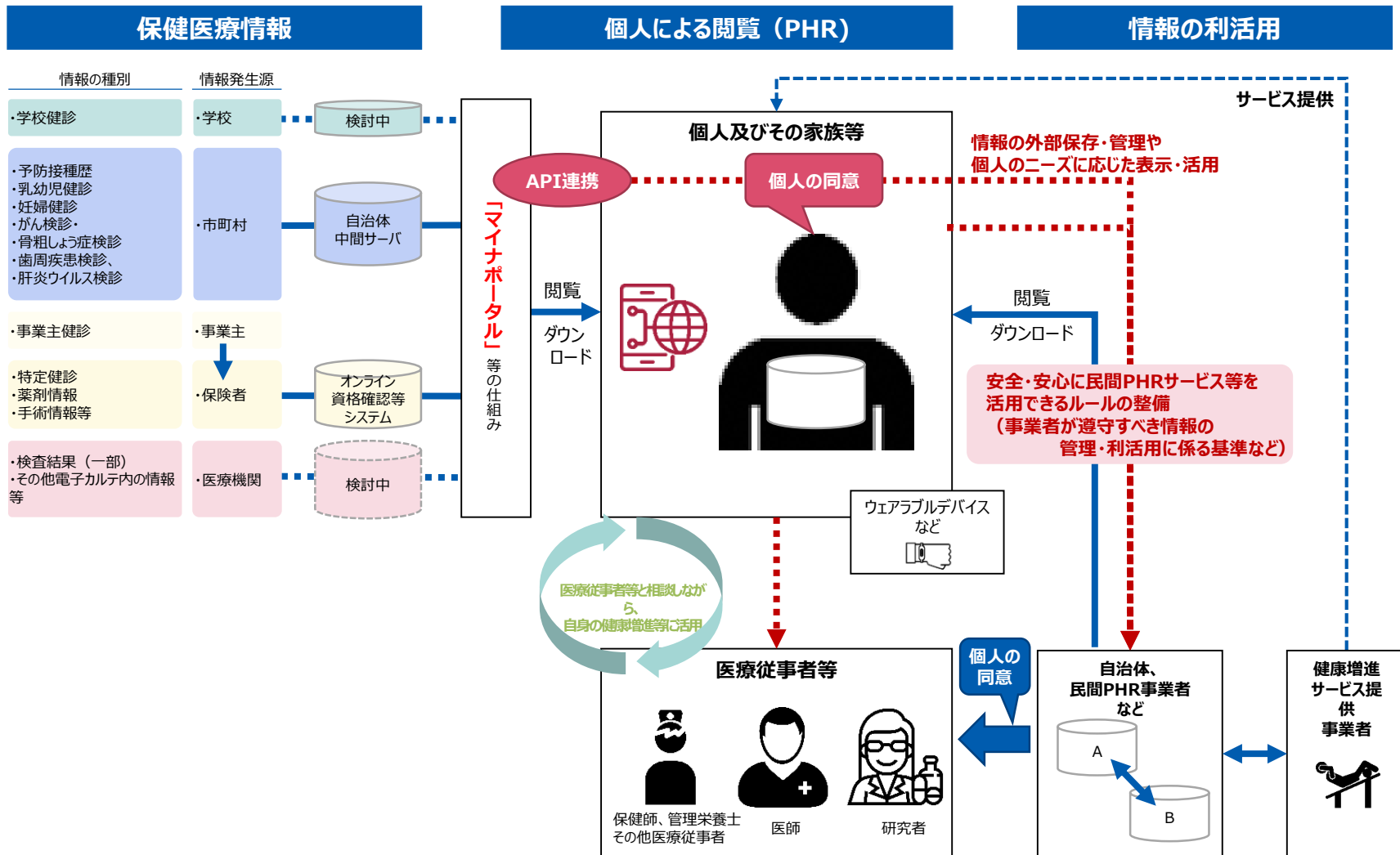
## 2. 「歯周病検診マニュアル2015」の見直しに 関するこれまでの議論

# 歯周病検診マニュアルの改訂に関連するスケジュール（イメージ）



※1 事業名：健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業

※2 改訂版に掲載予定の標準的な歯科健康診査票（案）については、次期システム改修（時期未定）にあわせて最終検討後、運用開始を想定



# データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部  
(令和3年6月4日)資料より抜粋、一部改変

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。  
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。  
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	<b>健診・検診情報</b>						
	乳幼児健診・妊婦健診	●	マイナポータルで閲覧可能（2020年6月～）				
	特定健診		●	マイナポータルで閲覧可能（2021年10月～）			
	事業主健診（40歳未満）	法制上の対応・システム改修			●	マイナポータルで閲覧可能（2023年度中～）	
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診	データ標準化、システム要件整理	システム改修		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度早期～）	
	学校健診（私立等含む小中高大）	標準的な記録様式の策定	実証実験、システム改修	システム整備でき次第、随時提供開始		●	マイナポータルで閲覧可能（2022年度中～） ※2024年度中に全国の学校で対応
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●	2017年6月以降の定期接種歴はマイナポータルで閲覧可能（2017年6月～） ※新型コロナウイルスについては、ワクチン接種記録システム（VRS）を開発・運用			※可能な限り早い段階で、新型コロナウイルスについても閲覧可能に	
	安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けた環境整備	ガイドライン整備	●	業界団体等と連携したより高い水準のガイドラインの整備		●	業界団体等と連携した第三者認証の立ち上げ 適切な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始（2023年度～）
より利便性の高い閲覧環境の在り方の検討			●	マイナポータルの利便性向上に向けた取組	●	ヒストリカルな健康情報にアクセスしやすい仕組みなど、利便性の高い閲覧環境の在り方を検討（マイナポータル以外の方策を含む） ※可能なものから2024年度を待たずに順次閲覧可能に 検討結果を踏まえた措置（2024年度以降順次～）	

- 「歯周病検診マニュアル2015」については、作成から5年以上経過しているため、見直しを行う。
- 令和3年度歯科健康診査推進事業において見直しに関する課題の検討等を行い、それらに基づき、本ワーキングで議論を行う。

## 令和3年度歯科健康診査推進事業における検討(案)

- 「歯周病検診マニュアル2015」は、「学術的観点」、「実施自治体の規模・事情」、「読み手を意識した構成（現場での使いやすさ）」の観点で見直しに関する課題の検討および整理等を行う。
- 「読み手を意識した構成（現場での使いやすさ）」の観点では、「いつ・誰が・誰に対して・何を・どのように実施するのか」を分かりやすく記載することで、歯科医師、歯科衛生士、保健師、市町村職員等がそれぞれの立場で行動できる事を意識した見直しの方針とすることを想定している。

## 【歯周病検診マニュアル2015】目次

- I 緒論**
1. 歯周病検診の意義
  2. 歯周病について
- II 検診の実施方法**
1. 対象者
  2. 実施方法
  3. 検診項目
    - (1) 問診
    - (2) 口腔内検査
    - (3) 検診結果の判定
  4. 結果の通知・説明と結果に基づく指導
    - (1) 説明・指導の場の設定
    - (2) 検査結果の説明
    - (3) 判定に基づく指標
    - (4) 市町村への連絡
  5. 記録の整備等
    - (1) 検診記録の整備目的
    - (2) 結果の分析と評価
- III 関連通知**
- 「参考資料」

## 【歯周病検診マニュアル2015の見直しに関する流れ】

見直し観点整理  
課題の検討・整理

・ヒアリング項目検討  
・ヒアリング先調整

ヒアリング実施  
結果整理

見直しに関する  
課題検討・整理

・自治体における標準的な歯科健康診査票を用いた実証  
・歯科健康診査の精度向上のための具体的な方法の検討  
・職域における効率的な歯科健康診査や保健指導の検討

反映

## 【課題例と対応方針案】 ※具体的な内容は検討委員会で検討

観点	課題例	対応方針案
学術的観点	学術情報が古い	歯周病学会等の意見を反映
	実施者による結果のばらつき	キャリブレーション方法例の提示
実施自治体の規模・事情	専門職種の確保が困難	民間サービスの活用
	専門職種の確保が困難	代替手段（唾液検査、画像による口腔内状態の可視化、歯肉チェックアプリの活用等）
	診査票の記載負担	ICT化（デジタルペン等）の例示
	受診率が低迷	行動変容につながる案内の工夫（ナッジ等）
読み手を意識した構成	マニュアルの目的や対象の記載	全体構成の見直し



## 歯科健康診査票(案)(令和2年度歯科健康診査推進事業)

**歯科健康診査票 (案)**  
(厚生労働省「令和2年度 歯科健康診査推進事業」)

(受診者記入欄)

性別	1. 男性 2. 女性	年齢	歳	職業等	1. 会社員 2. 自営業者 3. 大学生 4. 無職 5. その他 ( )
----	-------------	----	---	-----	--

私は本事業の歯科健診プログラム内容・データ使用について同意します。  
※同意していただける場合、口の中に✓チェックしてください。

以下のQ1～Q24の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。  
特に断りのない場合、○は1つだけつけてください。

質問	回答
<b>1. 歯や口の中の状況等についてお伺いします。</b>	
Q1 現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご気になることはありますか。	1. ない 2. ある
【Q1で「2ある」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. かみ具合 2. 外観 3. 音響 4. 口臭 5. 歯の痛み 6. あごの痛み 7. その他( )
Q2 ご自分の歯は本ありますか。(知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯を含みます。)	1. 20本以上 2. 19本以下 3. わからない
Q3 自分は歯周病だと思いますか。	1. 思わない 2. 思う
Q4 冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1. しみない 2. 時々しみる 3. いつもしみる
Q5 歯をみがくと血がでますか。	1. でない 2. 時々でる 3. いつもでる
Q6 歯ぐきがはれてフヨヨしますか。	1. しない 2. 時々する 3. いつもする
Q7 半年前に比べて重いものが食べにくくなりましたか。	1. いいえ 2. はい
Q8 お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. いいえ 2. はい
Q9 口の湿きが気になりますか。	1. いいえ 2. はい
Q10 左右の両方の奥歯でしっかりかみしめられますか。	1. はい 2. いいえ
Q11 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる 2. 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかめない
<b>2. 日頃の生活習慣等についてお伺いします。</b>	
Q12 歯科医院等で歯みがき指導を受けたことはありますか。	1. はい 2. いいえ
Q13 歯間ブラシまたはフロス(糸ようじ)を使っていますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q14 普段、職場や外先でも歯をみがきますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q15 夜、寝る前に歯をみがきますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q16 ゆっくりよくかんで食事をしますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q17 たばこを吸っていますか。	1. 吸っていない 2. 吸っている
Q18 家族や周囲の人々は、ご自身の歯の健康に関心がありますか。	1. はい 2. どちらともいえない 3. いいえ
<b>3. 歯科の健診や治療の状況等についてお伺いします。</b>	
Q19 最近(半年以内に)、歯科医院に行きましたか。	1. はい 2. いいえ
Q20 最近(半年以内に)、歯科医院で「歯ぐきの治療が必要で」と言われたことがありますか。	1. ない 2. ある
Q21 かりつけの歯科医院がありますか。	1. はい 2. いいえ
Q22 仕事等が忙しく休めず、なかなか歯科医院に行けないことがありますか。	1. ない(行ける) 2. ある(行けない)
Q23 年に1回以上は定期歯科健診を受けていますか。	1. はい 2. いいえ
<b>4. その他</b>	
Q24 現在、糖尿病、脳卒中、心臓病のいずれかの病気で治療を受けていますか。	1. 受けていない 2. 受けている
【Q24で「2受けている」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 糖尿病 2. 脳卒中 3. 心臓病

(診査者記入欄)

診査日：西暦( )年( )月( )日 診査所要時間：( )分

実施体制：①歯科医師( )人 ②歯科衛生士( )人 ③左記以外( )人

以下は診査時に診査者が記入してください。※回答欄は右の太枠です。

(I) 歯の状況

上顎(右)	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	上顎(左)
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	
下顎																	下顎

【記入にあたり用いる符号】

健全歯 : /

未処置歯 : C (歯冠部のう蝕)  
: R (根面部のう蝕)  
: RC (根面部のう蝕+歯冠部のう蝕)

喪失歯 : Δ

(注) 先天性欠如または何らかの理由で歯を喪失したことが明らかであっても、歯列等の関係から補綴処置の必要性が認められないものは「X」を記入

処置歯 : O (充填歯、クラウン、ブリッジ支台)

歯の状況	歯数
① / : 健全歯	
② C, R, RC : 未処置歯	
③ : うちOのみの未処置歯	
④ Δ : 喪失歯	
⑤ O : 処置歯	
⑥ DMF歯数 (②+④+⑤)	

(II) ① 補綴治療の必要がある欠損部位の有無  
1. なし 2. あり (II)①

② 補綴治療の必要がある欠損部位における補綴物(全部床義歯、部分床義歯、ブリッジ、インプラント)の有無  
1. あり 2. なし (II)②

(III) 歯肉の状況(永久歯列)

【対象】以下の6歯 ※前歯部の対象歯が欠損している場合は、反対側同名歯を検査対象とする。

①歯肉出血(BOP)	②歯周ポケット(IPD)	17または16	11	26または27	(III)①歯肉出血 最大コード
0 : 健全 1 : 出血あり 9 : 除外歯 X : 該当歯なし	0 : 4mm未満 1 : 4mm以上6mm未満 2 : 6mm以上 9 : 除外歯 X : 該当歯なし	BOP			
		PD			
		BOP			(III)②歯周ポケット 最大コード
		PD			
		47または46	31	36または37	

③ 歯石の付着状況  
1. なし 2. 軽度(点状)あり 3. 中等度(帯状)以上あり (III)③

(IV) 歯列・咬合の状況  
1. 所見なし 2. 所見あり (IV)

(V) 顎関節  
1. 所見なし 2. 所見あり (V)

(VI) 口腔粘膜  
① 粘膜の色  
1. 所見なし 2. 所見あり (VI)①

② 粘膜の形状  
1. 所見なし 2. 所見あり (VI)②

(VII) 口腔衛生状態  
1. 良好 2. 普通 3. 不良 (VII)

(VIII) 唾液検査  
1. 陰性(-) 2. 陽性(+) 3. 実施せず (VIII)

# 歯科健康診査票 (令和2年度歯科健康診査推進事業) の変更点 (質問項目)

第2回歯科口腔保健の推進に係る  
歯周病対策ワーキンググループ

## 歯科健康診査票 (令和2年度歯科健康診査推進事業)

○ 質問項目数を6項目から24項目に増加

### 歯周病検診票 (歯周病検診マニュアル2015)

歯周病検診票 (例)				
(太枠の中をご記入ください)				
氏名	フリガナ	男女	年齢	住所
検査日 年 月 日 No.				
[あてはまるところに○をつけ、( )内には必要な事項を記入してください]				
○歯みがきは1日何回しますか		○たばこを吸ったことがありますか		
a. 0回 b. 1回 c. 2回 d. 3回以上		a. 現在吸っている		
b~dを選んだ方は、1回あたり何分みがきますか		( )本/日で( )歳から( )年間		
( )分		b. 昔吸っていた		
○歯間ブラシまたはフロスを使っていますか		( )本/日で( )から( )歳の( )年間		
a. 毎日 b. 週1回以上 c. 月1~3回 d. 使っていない		c. 吸ったことがない		
○過去1年間に歯科検診を受診しましたか		○全身の状態であてはまるものはどれですか		
a. はい b. いいえ		a. 糖尿病 b. 関節リウマチ		
○( )		c. 狭心症・心筋梗塞・脳梗塞 e. 内臓型肥満		
*自治体で歯・口腔に関して健康増進計画に具体的な目標としている項目がある場合などには、質問項目を補足する等して問診票を作成してもよい。		d. 妊娠 f. その他( )		
○自分の歯や口の状態について気になることや聞きたいことを、自由に記載してください				



                     : 内容が同じ、もしくは類似の質問項目

歯科健康診査票 (案)				
(受診者記入欄)				
性別	1. 男性 2. 女性	年齢	職業等	1. 会社員 2. 自営業者 3. 大学生 4. 無職 5. その他 ( )
<input type="checkbox"/> 私は本事業の歯科健診プログラム内容・データ使用について同意します。 <small>※同意していただける場合、口の中に✓チェックしてください。</small>				
以下のQ1~Q24の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。特に断りのない場合、○は1つだけつけてください。				
質問		回答		
1. 歯や口の中の状況等についてお伺いします。				
Q1	現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご不安なことはありますか。	1. ない	2. ある	
【Q1で「2.ある」とお答えになった方】あてはまるものすべてに○をつけてください。		1. かみ具合	2. 外観	3. 発音
		5. 歯の痛み	6. あごの痛み	7. その他( )
Q2	ご自分の歯は何本ありますか。(親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。)	1. 20本以上	2. 19本以下	3. わからない
Q3	自分は歯周病だと思いますか。	1. 思わない	2. 思う	
Q4	冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1. しみない	2. 時々しみる	3. いつもしみる
Q5	歯をみがくと血がでますか。	1. でない	2. 時々でる	3. いつもでる
Q6	歯ぐきがはれてゴヨブしますか。	1. しない	2. 時々する	3. いつもする
Q7	半年前に比べて歯の隙間が広がりましたか。	1. いいえ	2. はい	
Q8	お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. いいえ	2. はい	
Q9	口の渇きが気になりますか。	1. いいえ	2. はい	
Q10	左右の両方の奥歯でしっかりかみしめられますか。	1. はい	2. いいえ	
Q11	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる		
		2. 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある		
		3. ほとんどかめない		
2. 日頃の生活習慣等についてお伺いします。				
Q12	歯科医院等で歯みがき指導を受けたことはありますか。	1. はい	2. いいえ	
Q13	歯間ブラシまたはフロス(糸ようじ)を使っていますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q14	普段、歯磨きや外出先でも歯をみがきますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q15	夜、寝る前に歯をみがきますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q16	ゆっくりよくかんで食事をしますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q17	たばこを吸っていますか。	1. 吸っていない	2. 吸っている	
Q18	家族や周囲の人々は、日ごろ歯の健康に関心がありますか。	1. はい	2. どちらともいえない	
3. いいえ				
3. 歯科の健診や治療の状況等についてお伺いします。				
Q19	最近(半年以内)、歯科医院に行きましたか。	1. はい	2. いいえ	
Q20	最近(半年以内)、歯科医院で「歯ぐきの治療が必要です」と言われたことがありますか。	1. ない	2. ある	
Q21	かかりつけの歯科医院がありますか。	1. はい	2. いいえ	
Q22	仕事等が忙しく休めず、なかなか歯科医院に行けないことがありますか。	1. ない(行ける)	2. ある(行けない)	
Q23	年に1回以上は定期歯科健診を受けていますか。	1. はい	2. いいえ	
4. その他				
Q24	現在、糖尿病、脳卒中、心臓病のいずれかの病気で治療を受けていますか。	1. 受けていない	2. 受けている	
【Q24で「2受けている」とお答えになった方】あてはまるものすべてに○をつけてください。		1. 糖尿病	2. 脳卒中	3. 心臓病



### （歯周病検診マニュアルについて）

- 集団方式、個別方式で内容を分けてはどうか。
- 歯周病検診マニュアルの中に、歯科保健指導を位置づけてはどうか。
- 唾液検査等、客観的な指標になるものを検査に加えてはどうか。
- 診査者間の診査のばらつきがでないよう、マニュアルでキャリブレーションできるようにしてはどうか。
- 問診項目の中に全身の状態とつながるような項目を入れてはどうか。
- 生活習慣の問診項目を広げて、保健指導につながるものにしてはどうか。（習癖やストレス等）
- 次期基本的事項の項目として組み込まれるものを入れてはどうか。

### （歯周疾患検診データの電子化等について）

- 問診を今までのような紙ベースではなく、携帯電話等を使って行えるようにしてはどうか。
- QRコード等を使ったアンケート形式の質問を健診に導入してはどうか。
- 審査票を紙ベースだけでなく、デジタルデータとして収集すると、集団に対する評価が簡単にできると思う。

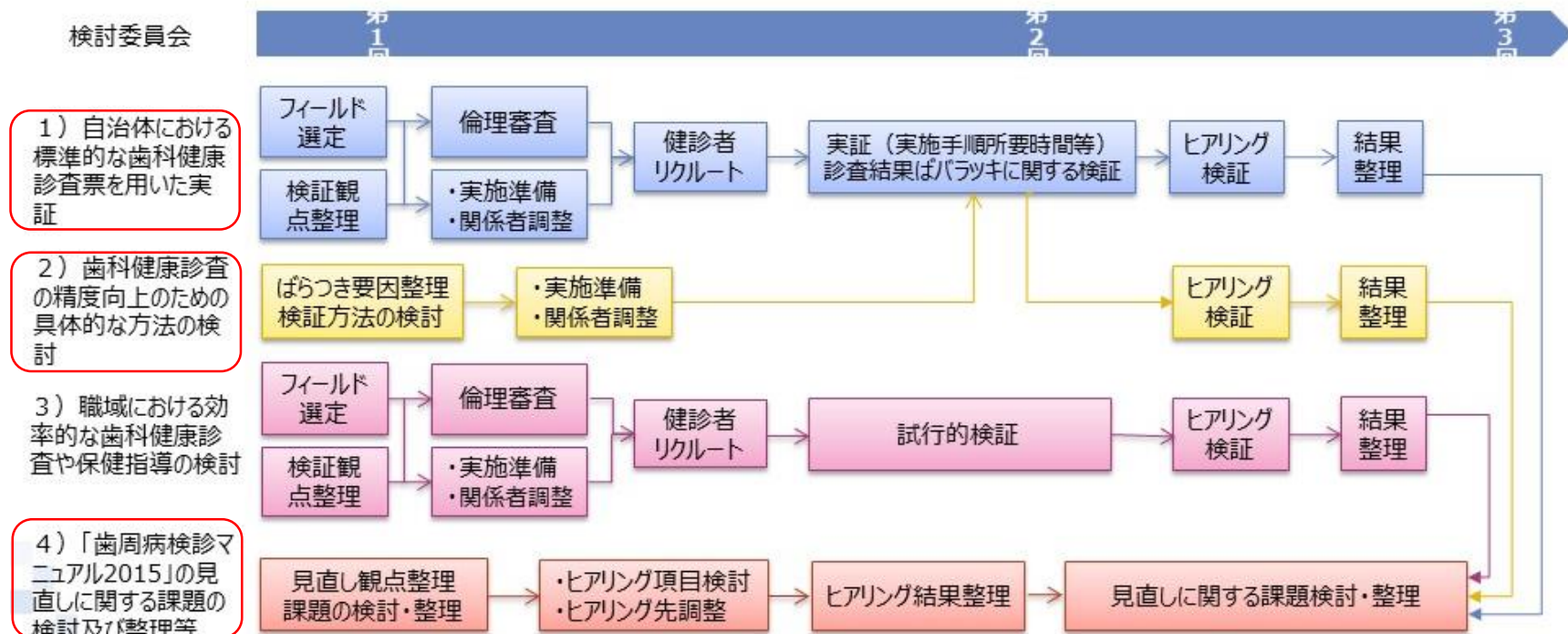
# 令和3年度歯科健康診査推進事業における検討状況

- 歯科健康診査推進事業では、平成30年から標準的な歯科健康診査票の検討を開始し、「歯周病検診マニュアル2015」の見直しに向けて、令和3年度は以下の内容を実施した。
  - ・最終案として用いて、1県の3自治体で歯科健診を実施、記載方法等の検証を実施。
  - ・歯科健康診査の精度向上のためのばらつきの検証。
  - ・「歯周病検診マニュアル2015」の課題等の検討、改訂案の作成。

## 令和3年度歯科健康診査推進事業検討委員会資料より

- 自治体における標準的な歯科健康診査票を用いた実証、歯科健康診査の精度向上のための具体的な方法の検討、職域における効率的な歯科健康診査や歯科保健指導の検討等を行う。
- 効果的・効率的な歯科健康診査の普及のため、標準的な歯科健康診査票等の令和2年度事業における成果等を活用し、「歯周病検診マニュアル2015」の見直しに関する課題の検討及び整理等を行う。

### 【事業計画の全体像】



### 3. 「歯周病検診マニュアル2015」の見直しの 方向性について

## （自治体での活用）

1. 歯周疾患検診（歯科健診）（以下、「検診等」とする。）における実施する歯科専門職を主に対象とする内容と検診等を企画等する自治体職員（歯科専門職以外も含まれる）を対象とした内容が混在している。
2. 集団方式と個別方式の特徴に応じたそれぞれの検診等実施者に対する記載が少ない。
3. 集団方式で実施する場合の感染対策に関する記載がない。
4. 検診等の実施方法について、受診率向上のための工夫等の記載がない。
5. 検診等実施後の歯科医療機関への受診勧奨等に関する記載が少ない。
6. 検診等結果の電子化、電子データ管理についての記載がない。
7. マイナポータルを介した検診等情報の提供（PHR）が考慮されていない。

## （学術的観点）

8. 検診等において、口腔内審査の実施者による結果のばらつきが指摘されている。
9. 2015年以降、見直しがなされておらず、口腔の健康と全身の健康に係る内容も含め、学術情報が更新されていない。

## （その他）

10. 企業等で検診等を実施する場合の参考となる情報が少ない。

## 課題

- 検診等を実施する歯科専門職を主に対象とする内容と検診等を企画等する自治体職員(歯科専門職以外も含まれる)を対象とした内容が混在している。
- 集団方式と個別方式の特徴に応じたそれぞれの検診等実施者に対する記載が少ない。
- 集団方式で実施する場合の感染対策に関する記載がない。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 検診等を実施する際の役割に応じて、主にどの部分を参照とすべきか明示されていない。
- ◆ 集団方式と個別方式の特徴に応じた実施者へ内容は、「Ⅱ 検診の実施方法」の「2 実施方法」と「4 結果の通知・説明と結果に基づく指導」に若干の記載があるのみ。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.5)

### 2 実施方法

- 実施に当たっては、地域の特性や実情を踏まえ、集団で実施する方式、個別に指定歯科医療機関で検診を受診する方式を選定する。例えば、前者の場合には、特定健康診査（以下、特定健診）との同時実施等、住民が受診しやすい方法について検討することも、ひとつの方策である。後者の場合には、各歯科医療機関が共通認識をもって目的に沿った検診を行えるように、事前に歯周病検診の意義や、検診及び検診結果に基づく指導の実施方法・フォローの仕方等について十分な研修や打ち合わせを行ったうえで、実施可能な歯科医療機関を指定することが望ましい。なお、住

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.20)

### 4 結果の通知・説明と結果に基づく指導 (4)市町村への連絡

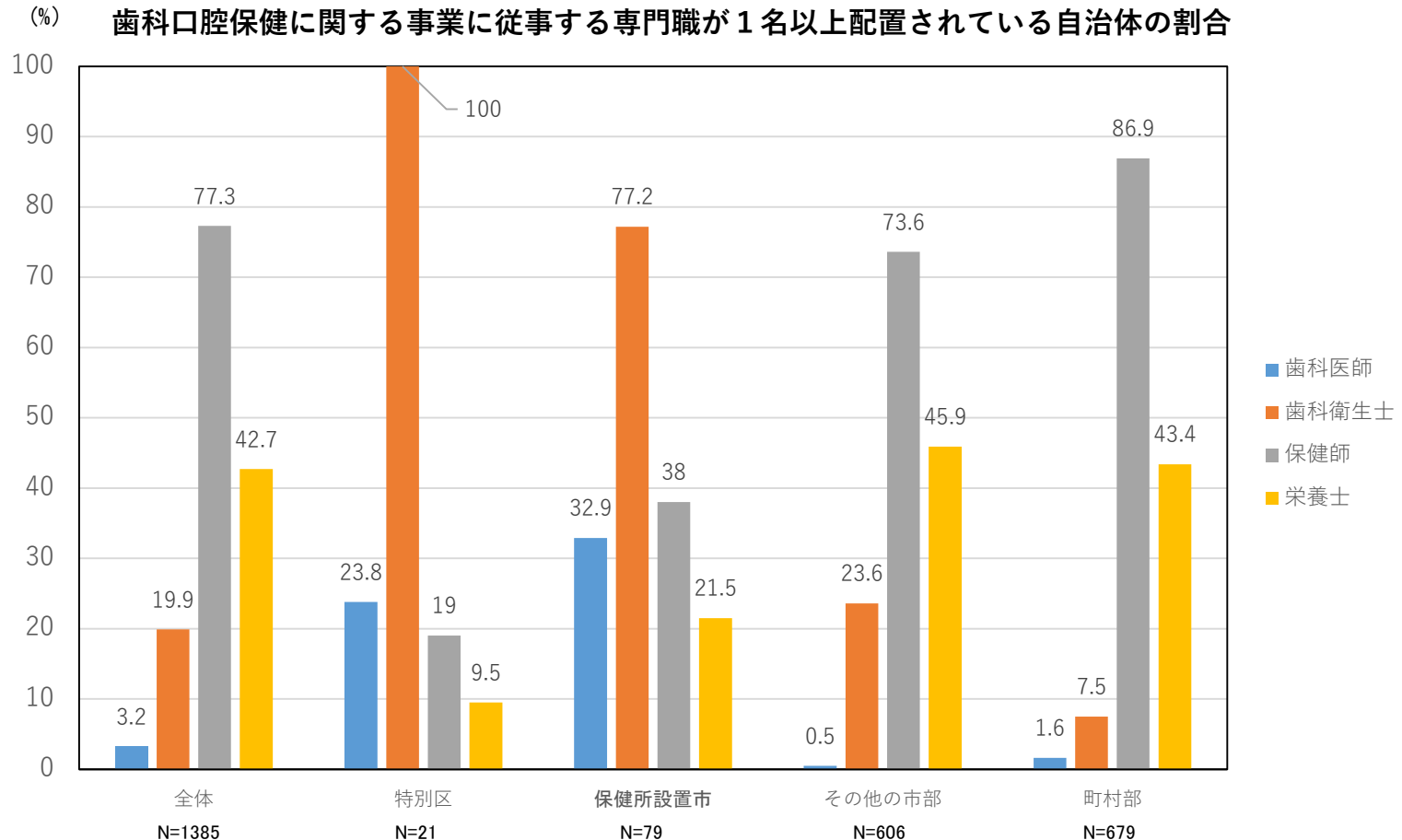
- 個別に歯科医療機関で歯周病検診を行う場合には、実施主体の市町村に検診結果を報告する必要がある。



# 自治体における歯科口腔保健に関する事業に従事している専門職の状況

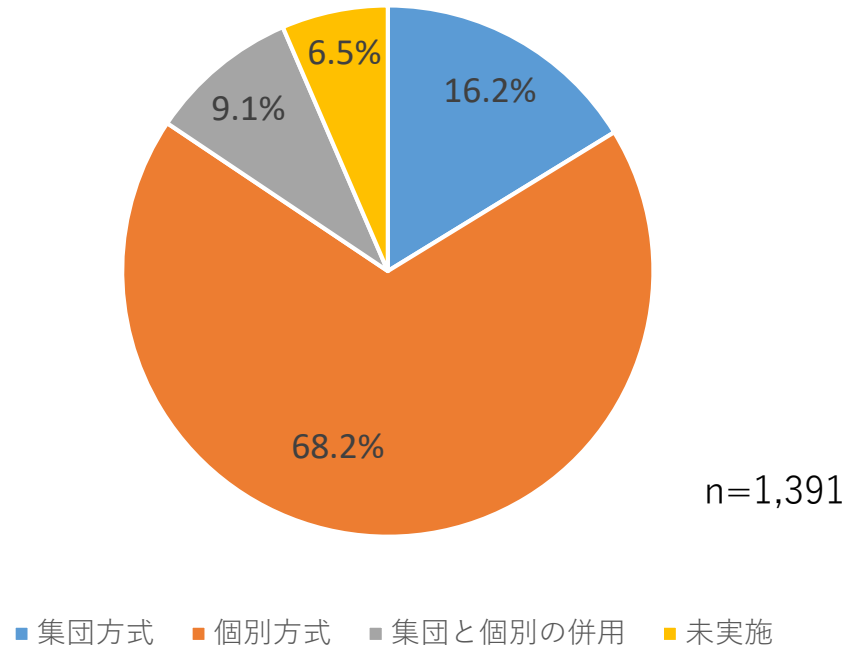
第2回歯科口腔保健の推進に係る  
歯周病対策ワーキンググループ

- 歯科口腔保健に関する業務に歯科医師(常勤)を配置している割合は、自治体全体で3.2%、保健所設置市では32.9%であった。
- 歯科衛生士(常勤)を配置している割合は自治体全体で19.9%であり、保健所設置市で77.2%である一方その他の市部では23.6%であった。
- 保健師(常勤)は自治体全体で77.3%と、専門職の中で最も多く、保健所設置市以外の市部では73.6%、町村部では86.9%であった。



- 自治体における歯周病検診（歯周疾患検診以外の健診（検診）も含む。）の実施方法は、個別方式が68.2%で最も多い。

## 【歯周病検診の実施方法】



※都道府県経由で市町村に対して、歯周病検診（健診）の実施状況に関するアンケート調査を実施。  
歯周病検診（健診）の実施には健康増進法に基づく歯周疾患検診以外で歯周病検診（健診）を行っている場合も含む。

## 課題

- 検診等の実施方法について、受診率向上のための工夫等の記載がない。
- 検診等の受診勧奨については、「歯周病検診のご案内の一例」の記載のみとなっている。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 受診率向上のための工夫等の記載について、現行のマニュアルは、「Ⅱ 検診の実施方法」の「2実施方法」に特定健診との同時実施の例の記載があるのみ。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.5)

### 2 実施方法

- 実施に当たっては、地域の特性や実情を踏まえ、集団で実施する方式、個別に指定歯科医療機関で検診を受診する方式を選定する。例えば、前者の場合には、特定健康診査（以下、特定健診）との同時実施等、住民が受診しやすい方法について検討することも、ひとつの方策である。後者の場合には、各歯科医療機関が共通認識をもって目的に沿った検診を行えるように、事前に歯周病検診の意義や、検診及び検診結果に基づく指導の実施方法・フォローの仕方等について十分な研修や打ち合わせを行ったうえで、実施可能な歯科医療機関を指定することが望ましい。なお、住

## 歯周病検診のご案内の一例

## 歯周病検診のご案内（例）

【対象】〇〇市（町、村）在住の40歳、50歳、60歳、70歳の男女

【検診日もしくは検診期間】〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

【検診費用】〇円（自治体補助〇円）

【検診内容】歯周病検診

（特定健診と同時実施の場合）

歯周病検診対象者の方は、特定健診と同日に歯周病検診を受診することができます。糖尿病などの全身の病気のなかには、歯周病と関わりのある病気があることがわかってきています。検診の最後には、歯科衛生士や保健師等の専門スタッフより、結果に応じた説明を行います。

【結果の通知について】

- 集団 検診会場にて結果の説明を行います。
- 個別 必ず歯科医院で説明を受けてください。

【検診対象者の方へ】

- ・自分は歯周病（歯槽膿漏）だと思いますか？<sup>26)</sup>
- ・歯ぐきのはれてプヨプヨしますか？
- ・現在、ぬけた歯はありますか？

歯周病は、歯を失う原因となるだけでなく、喫煙などの生活習慣や全身の病気とも関係があります。早期発見のためにも、検診を受診しましょう。

## 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業における事業モデルの例

### ナッジ理論に基づく啓発戦略作成のポイント

#### Step.1 歯周病に関するインプット

- ◆ 歯周病に関する基本的情報を周知するための項目
  - ◆ アウトカム（受診行動）につながる情報が必須
  - ◆ 多くの人々が共有できる情報がベター
    - ・ ニッチな情報は不要
    - ・ Step. 2につながる情報を厳選する
- 例) 歯周病の有病率は80%など

#### Step.2 将来的なリスク

- ◆ 歯周病によるリスクの重大性をアピールする項目
  - ◆ 生活に影響の大きい（身近な）リスクが必須
  - ◆ 勧奨対象の年代や地域特性に応じた変化が肝
    - ・ 歯周病の進行した口腔状態
    - ・ 歯周病による歯の喪失リスク、それにより生じる生活機能も入れるとなおよい
- 例) ○○が食べられなくなるなど

#### Step.3 解決方法の提案

- ◆ 歯周病の解決可能な方法を周知する項目
- ◆ セルフケア・プロケアをわけた説明が必須
- ◆ プロケアを、より価値が高いものとして説明
  - 例) 一般的なセルフケアの例示
  - ⇒セルフケアでは解決できない課題の提示
  - ⇒プロケアの必要性といくつかの手法の提示

#### Step.4 歯周疾患検診のガイダンス

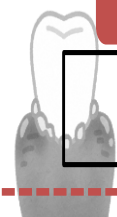
- ◆ 歯周疾患検診の受診方法を説明する項目
- ◆ 価値ある検診を手軽に受けられることの説明が必須
  - 例) ・ 費用が安く抑えられていること
  - ⇒「安い」だけはNG。価値ある（高い）ものが「安く」受けられることが肝
  - ・ 時間がかからないこと

# 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業における事業モデルの例

## ナッジ理論に基づき作成した受診勧奨ハガキの例

### 40歳以上の 5人に4人が歯周病

歯周病の主な原因は、  
歯と歯茎の隙間の「**知識**」の汚れ



日本人の40歳以上の半数に  
**大きな歯周ポケット**  
があります。

### 歯周病の予防

■ **家でできる予防（セルフケア）**


- 毎日の歯ブラシに、「歯間ブラシ」や歯と歯茎の間に滑り込ませましょう。

■ **歯科医院による予防（プロケア）**

- 歯周ポケットの汚れや、歯石の除去は歯科医師による専門的なケアを受けましょう。

### 歯周病が悪化すると

歯周病が進行すると、歯が**グラグラ**して、**噛んで食べる**と痛みが出たりします。



すると、**リスク** になります。  
また、**心筋梗塞**や**脳梗塞**等の原因になるともいわれています。

郵便はがき

料金別納郵便

宛名シール

### 歯周病検診のご案内

節目の年齢の**あなた**に特別な検診をご案内します

※このハガキは、2020年12月末時点で未受診の方に送付しています。  
すでに受診済みの方は行き違いの失礼をご容赦ください。

お問い合わせ：三沢市保健相談センター  
三沢市中央町1丁目3-10 TEL 57-0707

### 歯周病検診が今なら無料

<対象者> 三沢市民で  
**40・45・50・55・60・70歳**の方  
現在の年齢

提案

この検診は、  
今なら**無料**で受けられます。

※検診と一緒に、  
**歯周病ケア**についての相談ができます。

**受診有効期間** ~令和3年3月31日まで

### <予約方法>

- 市内歯科医院に電話等で予約します。
- 受診券・保険証を受診日に持参します。

※受診券（2020年5月に発送済みのハガキ）が無い方は保健相談センターに連絡してください。

実施機関名	住所	電話番号
[Redacted Content]		

## 課題

- 検診等後の歯科医療機関の受診勧奨に資する記載が少ない。
- 各地域で実施されている検診等・歯科保健指導、受診勧奨等の好事例についての記載がない。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 現行のマニュアルは、「Ⅱ 検診の実施方法」の「4 結果の通知・説明と結果に基づく指導」に若干の記載があるのみ。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.15)

### 4 結果の通知・説明と結果に基づく指導

#### (1) 設営・指導の場の設定

- 歯周病検診では検査結果が即座に得られることから、結果の説明および歯科保健指導は検診当日に行うことを原則とする。検診票に、当日行った指導内容・目標を記入する欄を設けることを、図5に例示する。
- 当日に結果の説明および指導するための十分な時間をとれない場合には、後日に説明の場を設ける、あるいは結果の判定区分に応じたリーフレット等を作成して郵送するなどして、受診者に対して最大の利益が還元できるよう配慮すべきである。

#### (2) 検査結果の説明

- 結果の説明にあたっては、まず現在の口腔内がどのような状態であるかを受診者に具体的に知らせることが必要である。治療が必要な部位や歯肉の炎症等について、手鏡等を使用して受診者自身が確認できるようにすると効果的である。歯周

## 課題

- 検診等結果の電子化、電子データ管理についての記載がない。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 現行のマニュアルは、「Ⅱ 検診の実施方法」の「5 記録の整備等」に「(1)検診記録の整備目的、(2)結果の分析と評価」の項目はあるが、集計項目や分析項目に関する記載のみとなっている。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.20、21)

### 5 記録の整備等

#### (1)検査記録の整備目的

- 検診の記録は受診者個人の利益のため、また事業の進行管理・評価のために、個人単位および性・年齢（階級）別に整備しておく必要がある。

#### ①個人単位の記録の整理

- ・ 検診票等を個人単位に整理することにより、検診後のフォローとしての健康相談や健康教育、あるいは歯周病検診とは別に歯科健康診査が行われている場合などに参考として活用することができる。すなわち、受診者個人の将来にわたる歯科保健の維持・向上のためにも、これらの記録は有効に利用できるようにしておかなければならない。要精密検査該当者については、検診後の医療機関受診状況について把握することで、その後の個人ごとのフォローにつなげることが望ましい。
- ・ ただし、記録の活用にあたっては個人情報保護の観点から、受診者への事前の同意を含めて十分な配慮が必要である。

#### ②性・年齢（階級）別集計

- ・ 地域において、検診が計画どおりに進行し、目的を達成したか否かを把握するためには、検診の記録を受診者全体の集団の成績として集計する必要がある。特に、受診状況や歯・口腔に関する生活習慣、歯周病をはじめとする歯科疾患の有病状況は性や年齢により動向が異なることから、性・年齢（階級）別に集計表を作成して必要な指標を算出するとよい。
- ・ 地域保健・健康増進事業報告では事業の進行管理や評価を目的としていないので報告の様式は簡易なものとなっているが、自治体において効果的な事業展開を図るためには、都道府県単位で表6に示したような集計表の様式を定めることで参考として使用できる。
- ・ なお、以前のCPI（コード0、1、2、3、4）による集団の集計結果と比較する場合、歯石を除いて、CPI（歯肉出血0、1、歯周ポケット0、1、2）から算出することができる。



## 現行のマニュアルにおける記載

### ※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.23～25)

#### (2) 結果の分析と評価

○歯周病検診を効果的に展開するためには、事業の進行管理、歯科保健の向上等の視点から集計した成績を分析・評価し、地域診断等における目安として使用することで、その情報を事業の実施方法の改善や歯科保健目標の設定、目標到達度の測定等に活用することもできる。

#### ①事業の進行管理

##### ア. 受診率 (受診者数÷対象者数×100)

- ・最も一般的に用いられている指標であり、40歳、50歳、60歳、70歳の住民のうち健康増進事業対象者数を分母として算出する。性・年齢別だけでなく、実施日別、会場別、受診者の居住地区別等の分析を行うことにより、次年度の事業企画のために有効な情報が得られる。
- ・また、既に定期的に歯科医療機関を受診している等の理由から検診を受診していない等の場合もあることから、対象年齢の住民全体を分母とした受診率にも留意するとともに、未受診者に対しては未受診の理由の把握に努めるべきである。

##### イ. 医療機関受療率 (受療者数÷要医療機関受療者数×100)

- ・検診後、要精検と判定された者が実際に医療機関を受診したか否かは、事業効率の点から注目する必要がある。受療行動を確認するためには、受診者に図6で例示した紹介状・回答を医療機関へ持参してもらい、医療機関から結果を郵送等により回収できるようにするとよい。
- ・このため、市町村は事業の計画段階から地元歯科医師会や高次医療機関と綿密に協議し、要精密検査該当者の受け入れ体制を含めた連携方法について、地域の医療機関と共通の理解が得られるようにしなければならない。
- ・なお、個別に歯科医療機関で歯周病検診を実施する場合には、「4. 市町村への連絡」の項で述べた方法で今後の方針等を記入してもらうことにより、同様な情報の把握に努める。

#### ②歯・口腔に関する生活習慣の改善

- ・健康教育や健康相談を含む総合的な成人歯科保健対策の成果は、はじめに受診者の歯科等に関する生活習慣の改善として現れる。これらは、問診票で調査した事項について、「歯間ブラシやフロスの使用」等の割合を算出しておくことにより観察できる。
- ・また、特定の項目に注目し、例えば「歯間ブラシまたはフロスを使用している者の率を増加させる」こと等を地域の歯科保健目標として設定して、検診後の保健指導や健康教育・健康相談の際の重点項目とすると効果的な歯科保健事業が展開できる。

#### ③歯科保健の向上

- ・歯科保健の評価にはさまざまな指標が用いられる。以下では、検診票例に基づき代表的な指標を例示する。

##### ア. 歯科に関する生活習慣等

- ・歯間ブラシまたはフロスを毎日行う (週1回以上行う、月1～3回行う、行っていない) 者の率

##### イ. 現在歯の状況

- ・一人平均現在 (健全、未処置、処置) 歯数
- ・現在歯数 24 歯以上 (20～23 歯、19 歯以下) の者の率
- ・健全歯数 20 歯以上 (10～19 歯、9 歯以下) の者の率
- ・未処置歯をもつ者の率

##### ウ. 喪失歯の状況

- ・一人平均要補綴歯数
- ・要補綴歯をもつ者の率

##### エ. 歯周組織の状況 (CPI)

- ・歯肉出血の個人コードが 0 (1) の者の率
- ・歯周ポケットの個人コードが 0 (1、2、) の者の率や、1 以上の者の率

##### オ. 判定

- ・異常なし (要指導、要精密検査) の者の率

## 課題

- 検診等結果の術者間のばらつきが指摘されているが、改善策(精度向上)の記載がない。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 現行のマニュアルは、「Ⅱ 検診の実施方法」の「3 検診項目」にプロービングの方法についての記載はあるが、口腔内診査の精度に影響を与える環境整備等に関連する記載はない。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載 (p.11)

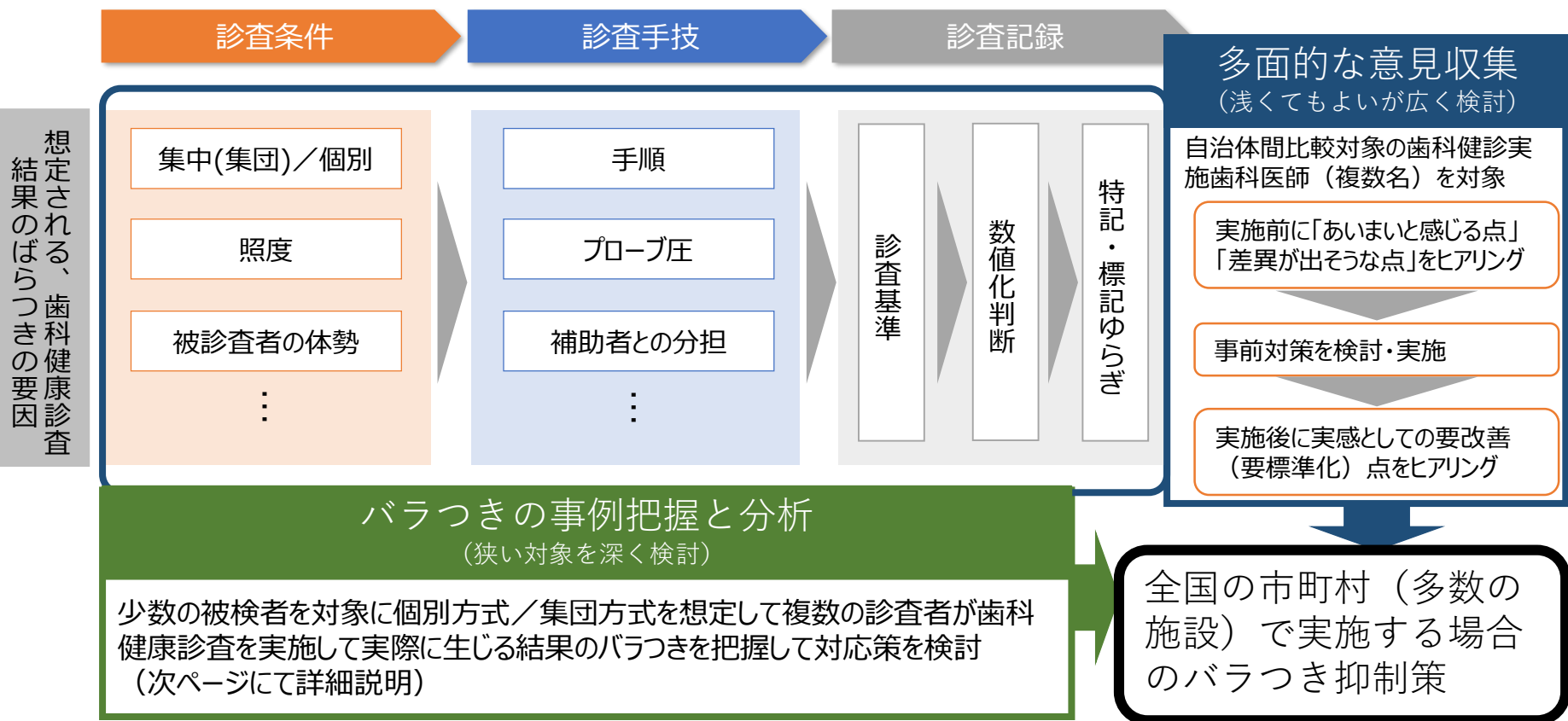
- 3 検診項目
- (2) 口腔内診査

プロービングは、WHO プローブ先端の球を歯の表面に沿って滑らせる程度の軽い力(20g)で操作し、遠心の接触点直下から、やさしく上下に動かしながら近心接触点直下まで移動させる。

# 検診等における結果のばらつきに関する検討

- 検診等(口腔内診査)の結果のばらつきは、診査環境、診査者の習熟度等、様々な要因で生じていると考えられる。

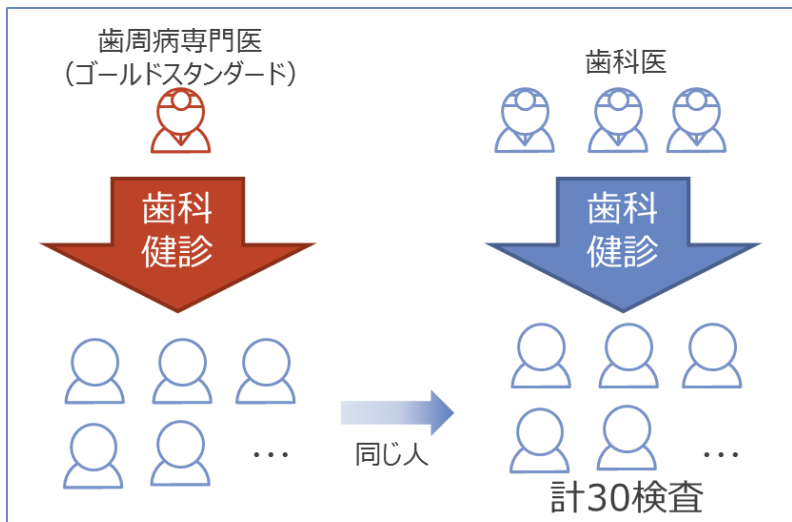
## 令和3年度歯科健康診査推進事業における検討



## (3) 歯科健康診査の精度向上のための方法の検討 調査方法②

➤ 調査にあたっては、前提条件を設定し、個別形式と集団形式のそれぞれで実施しております。

### 調査イメージ



1. 介入前後（2回）で30検査と30検査の比較
2. 2形式（個別形式/集団形式）で比較
3. 歯周病専門医の診査は各被験者1回とし、個別方式で実施する。

個別方式：歯科用チェアにて通常の健診と同様の環境で実施

集団方式：集団歯科健診を模倣し、下記設定で実施

1. 座位
2. 背もたれを使わない
3. 専用の照明を使わない

### 前提条件

- 診査の間隔は1日以上あける必要がある。
- 口腔内状況が変化するため、1人の診査は短期間で実施する必要がある（2週間以内で実施が目安）。
- 診査は、歯周病専門医による診査をゴールドスタンダードとし、それ以外の歯科医の一致率を確認する。
- これらの前提条件から、1人が診査を受けられるのは、最大4回で検討する。

## 協力歯科医師への依頼文書

1. 被験者の頭、背中を固定した状態で実施ください。
2. ヘッドライトを事前にご準備いただき、明るさを確保してください。  
※メーカー等は問いませんが、診査時に明るさが確保できるものでお願いします。
3. メガネ型拡大鏡等を利用し、よく見える状態を確保してください。

## 課題

- 企業等で検診等を実施する場合の参考となる情報が少ない。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 現行のマニュアルでは、質問紙調査や唾液潜血検査等について、具体的な記載はなされていない。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.5)

### 2 実施方法

- 質問紙調査による方法や唾液潜血検査等のスクリーニング方法についての調査研究も進んでおり、科学的根拠の蓄積が期待されるところである。<sup>21-29)</sup>

# 歯科健康診査推進事業における職域での検証状況

- 令和3年度歯科健康診査推進事業では、事業所による健診機会の拡大に向けたアプローチとして、①スクリーニング(個別方式)、②簡易な健診(集団方式)、③気づきの機会の3パターン(全6パターン)のモデル事業を実施した。

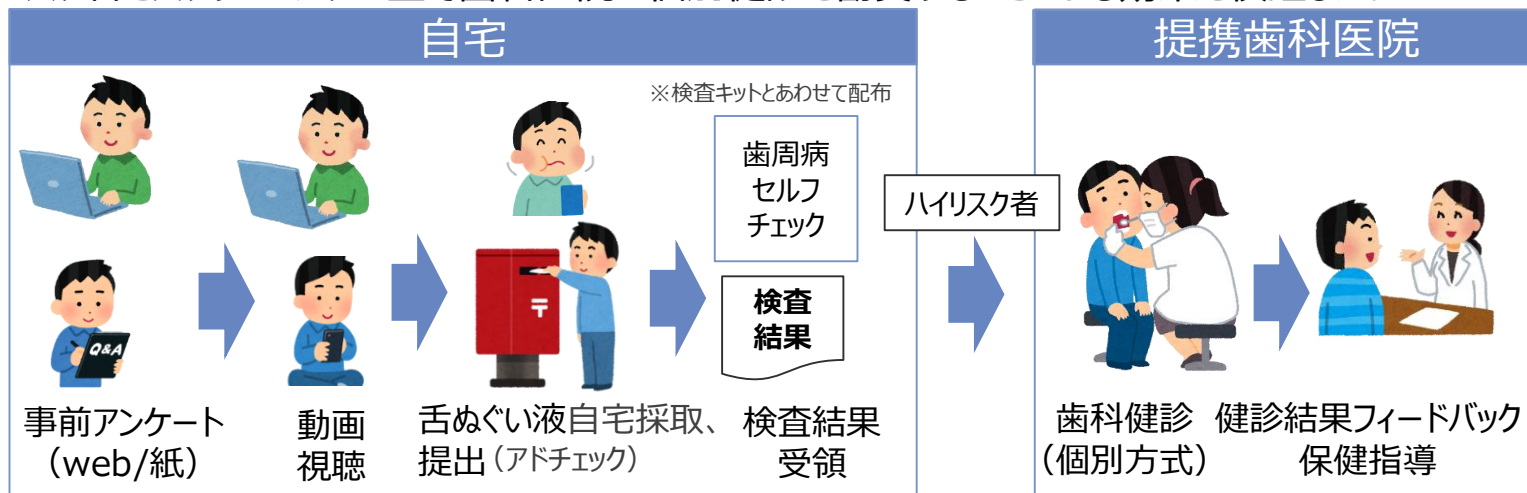
パターン	目的	動画	唾液検査	チェックツール	専門職		健診
					口腔内観察	フィードバック	
1-1 (セルフ型)	スクリーニング (個別方式)	○ 案内時	○	×	×	×	個別健診
1-2 (集合型)							
2-1 (集合型)	簡易な健診 (集団方式)	○ 案内時	○	○ 歯ぐき+口臭	○ (歯科衛生士+歯科医)	○ (歯科衛生士)	○
2-2 (オンライン型)							
3-1 (集合型)	気づきの機会 (教育)	○ 集合	×	○ 歯ぐき+口臭	×	×	×
3-2 (セルフ型)							

### 3. 職域における効率的な歯科健康診査や歯科保健指導の検討 (2) 試行パターン～スクリーニング(個別方式)の概要

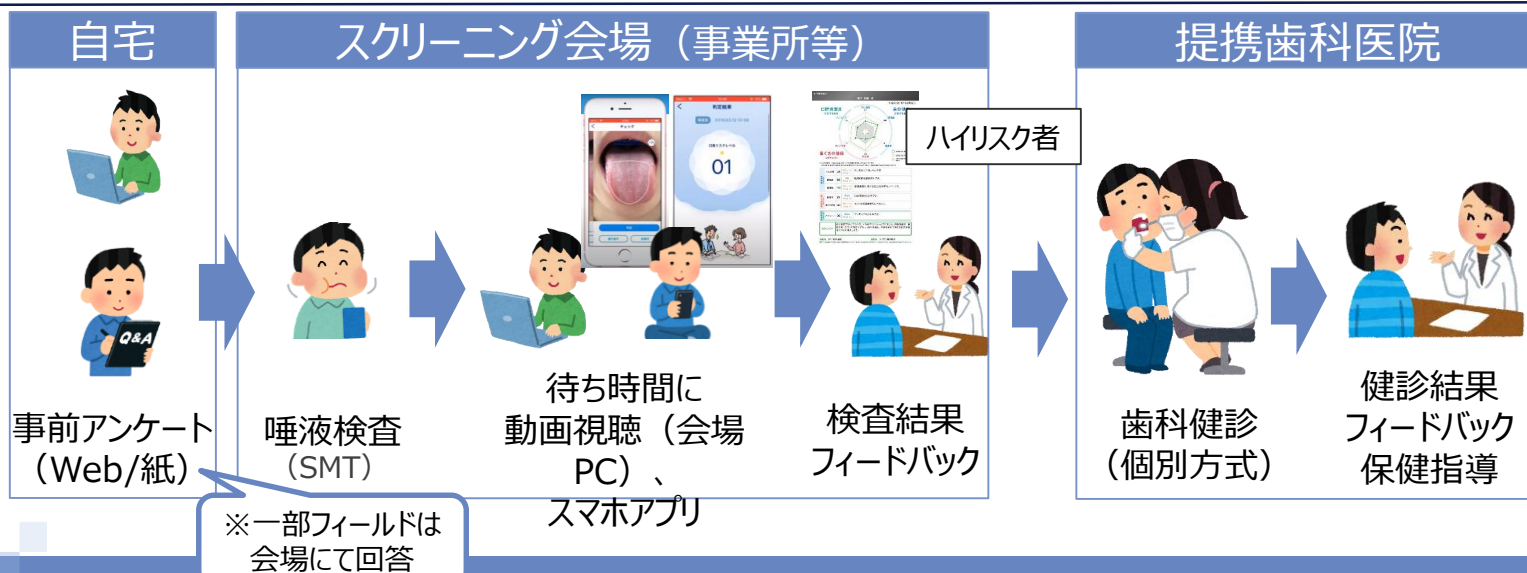
(令和3年度歯科健康診査推進事業に係る調査研究 検討委員会資料用)

- ▶ 歯科健康診査を実施するのはコストや時間面から困難な事業所において、口腔内のリスクチェックを実施し、ハイリスク者をスクリーニングの上で歯科医院の個別健診を勧奨することによる効果を検証した。

パターン1



パターン2

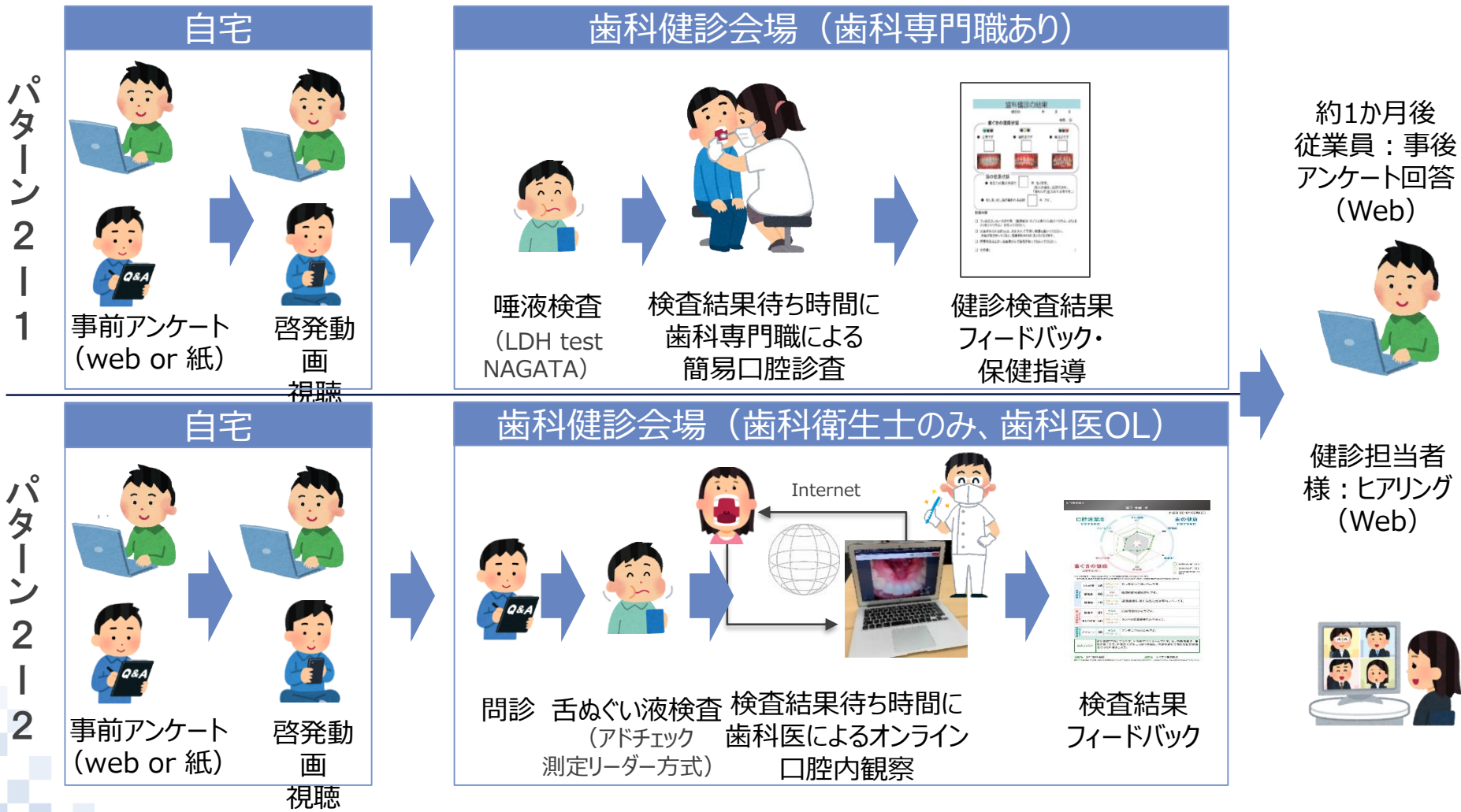




### 3. 職域における効率的な歯科健康診査や歯科保健指導の検討 (2) 試行パターン～簡易な健診(集団方式)の概要

(令和3年度歯科健康診査推進事業に係る調査研究 検討委員会資料用)

- 簡易に結果が出る唾液検査や、オンライン健診を利用して、効率的に集団歯科健診を実施できるか検証した。



### 3. 職域における効率的な歯科健康診査や歯科保健指導の検討 (2) 試行パターン～気づきの機会(教育)の概要

(令和3年度歯科健康診査推進事業に係る調査研究 検討委員会資料用)

- ▶ 歯科健康診査もスクリーニングも実施困難な事業所において、気づきの機会を実施する方法の効率性と効果を検証した。

パターン 3-1



パターン 3-2



## 課題

- 口腔の健康と全身の健康の関係についての記載が少なく、学術情報が更新されていない。

## 現行のマニュアルにおける記載

- ◆ 現行のマニュアルは、歯周病と関係する全身疾患等についての記載が少ない。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.3)

- I 緒論
- 2 歯周病について

また、表1に示すように歯周病は基礎疾患（糖尿病<sup>3, 6)</sup>、関節リウマチ<sup>7, 8)</sup>、動脈硬化に伴う狭心症・心筋梗塞・脳梗塞<sup>3, 9-11)</sup>、等）や生活習慣（喫煙<sup>3, 12, 13)</sup>等）や妊娠<sup>14, 15)</sup>、内臓型肥満<sup>16, 17)</sup>との関連が解明されつつある<sup>18, 19)</sup>ことから、全身の状態や生活習慣についても聴取し、検診後の保健指導に繋げる必要がある。

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.15)

- II 検診の実施方法
- 4 結果の通知・説明と結果に基づく指導

問診により、歯周病との関係が指摘されている基礎疾患や妊娠、生活習慣等が認められた場合は、その関係性について指摘し、必要に応じて、医療機関への受診勧奨を行う。

## 現行のマニュアルにおける記載

※「歯周病検診マニュアル2015」の記載(p.3)

表1 歯周病と基礎疾患及び妊娠、生活習慣との関係性について

基礎疾患、生活習慣等	歯周病との関係性
喫煙 <sup>3, 12, 13)</sup>	口腔がんの危険因子になるだけでなく、歯周組織の修復機能を障害したり、細菌の病原性を強化したりすることから歯周病の悪化等につながると報告されている。
糖尿病 <sup>3, 6)</sup>	糖尿病による免疫系機能や末梢血管循環の障害のため、糖尿病の人は、歯周病が悪化しやすい。また、歯周病と糖尿病が双方向性に関係している可能性も示唆されている。
関節リウマチ <sup>7, 8)</sup>	関節リウマチと歯周炎の病因・病態で、共通しているものが多い、関係性が示唆されている。
動脈硬化を伴う狭心症・心筋梗塞・脳梗塞 <sup>3, 9-11)</sup>	動脈硬化の病変部位から歯周病原細菌が検出されたため、歯周病原細菌が関係している可能性が示唆されている。
妊娠 <sup>14, 15)</sup>	歯周病は早期・低体重児出産のリスクファクターとなりうる可能性が示唆されている。
内蔵型肥満 <sup>16, 17)</sup>	内蔵型肥満等による脂肪組織からの生理活性物質の産生異常が、歯周病の誘因となる可能性が示唆されている。

## 見直しの方向性（案）

- 本マニュアルの主な対象者は、健康増進法に基づく歯周疾患検診（自治体における歯科健診）の計画、準備及び実施に関わる自治体職員であることを前提とし、以下の観点で見直しを行うこととしてはどうか。
  - ・ 歯科専門職以外の職員が検診等を担当することも考慮し、検診等における役割に応じて必要な情報を参照できるように整理する。
  - ・ 集団方式と個別方式の特徴や注意点について、感染対策も含め、記載する。
  - ・ 検診等の受診率向上のため、具体的な方法（検診等の案内の作成時における留意点、ナッジ理論を使った効果的な案内例等）について記載する。
  - ・ 本人自身による口腔の健康の気づきや歯科医療機関への受診につながるような、また、歯科専門職以外の者も実施可能な口腔内診査以外の方法についても、自治体等の参考となるよう、記載する。
  - ・ 自治体等が受診勧奨や歯科保健指導、普及啓発に活用できるよう、口腔の健康と全身の健康を含め、学術情報を更新し、受診勧奨や歯科保健指導に効果的に取り入れられるようにする。
  - ・ 他の地域で参考になるような、検診等・歯科保健指導等の好事例と考えられる取組について記載する。
  - ・ 結果のばらつきを改善するために必要な検診等の準備やキャリブレーション、口腔内診査のポイント、環境整備等について、より具体的な内容を記載する。
  - ・ 検診等の具体的な実施方法や診断方法について、歯周病専門医以外の歯科医師も理解しやすいよう記載を工夫する。
  - ・ PHRもふまえた結果の電子化やデータ管理の重要性、また結果の分析による地域診断、歯科保健施策への活用等について記載する。
- その他、検討すべき事項はあるか。

## 【歯周病検診マニュアル（改訂案）】目次

- I はじめに
- II **本マニュアルの対象者**
- III **検診の実施方法**
  - 1. 検診実施の流れと各関係者の役割
  - 2. 市区町村の歯科保健担当者のための手順
    - (1) 検診実施前の事前計画・準備（健診実施の体制の選定）
    - (2) 受診対象者に向けた検診の案内
    - (3) 検診準備における留意事項：検診の精度向上のための準備
    - (4) 検診実施
    - (5) 結果の説明と指導の場の設定
    - (6) 記録の整備等
  - 3. 歯周病検診を実施する歯科専門職のための手順
    - (1) 問診
    - (2) 口腔内検査
    - (3) 検診結果の判定
    - (4) 検査結果の説明及び歯科医療機関への受診勧奨
    - (5) 判定に基づく指標
    - (6) 市町村への連絡
  - 4. **企業等で実施する歯科健診の参考となる情報について**
- IV 参考
- V 関連通知
- VI 参考資料
- VII **参考文献**
- VIII **引用文献**

※赤字は改定案として変更または追加した目次項目

## （参考）

## 【歯周病検診マニュアル2015】目次

- I 緒論
  - 1. 歯周病検診の意義
  - 2. 歯周病について
- II 検診の実施方法
  - 1. 対象者
  - 2. 実施方法
  - 3. 検診項目
    - (1) 問診
    - (2) 口腔内検査
    - (3) 検診結果の判定
  - 4. 結果の通知・説明と結果に基づく指導
    - (1) 説明・指導の場の設定
    - (2) 検査結果の説明
    - (3) 判定に基づく指標
    - (4) 市町村への連絡
  - 5. 記録の整備等
    - (1) 検診記録の整備目的
    - (2) 結果の分析と評価
- III 関連通知  
「参考資料」

## 令和3年度歯科健康診査推進事業における見直し（案）

I 緒論	<b>2 歯周病について</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容のスリム化の観点で、想定する読み手が不明な内容等（自治体職員には専門的であり難しく、歯科専門職にはよく知られた内容等）について削除案をご提示（グレーの網掛け）。</li> </ul>
	<b>3 本マニュアルの目的・対象</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法と主な読み手について言及し、読み手ごとの参照ページを掲載（本文を最終化させた後に確定予定）</li> </ul>
II 検診実施の方法	<b>1 検診実施の全体像</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各検診の工程ごとの参照ページを記載（リンク機能付き）</li> </ul>
	<b>2 実施準備（2）住民に向けた検診の案内</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診率向上のための要因分析と自治体（浜松市、長泉町）の事例を紹介（案内状と工夫ポイントを解説）</li> </ul>
	<b>3 検診項目実施（1）問診</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>R2年度事業で作成した健診票の使用が望まれる旨を記載</li> </ul>
	<b>3 検診項目実施（2）口腔内検査 ③歯周組織の状況 留意事項</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>検診の精度向上のための取り組みを記載（実証結果を含む）</li> <li>集団検診等での感染対策を記載</li> </ul>	
<b>5 記録の整備等（1）検診記録の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>記録集計のための負担軽減として、ICTツールの活用事例を紹介（実証結果）</li> </ul>	
<b>6 検診実施に役立つ情報</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体等を想定して、歯科健康診査等の外部委託サービスの情報を紹介</li> <li>唾液検査による簡易スクリーニングについて紹介（実証結果等を含む）</li> </ul>	
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年歯科疾患実態調査の内容を反映</li> </ul>

（令和3年度歯科健康診査推進事業に係る調査研究 検討委員会資料より）